

会 議 録

会 議 名	第5回富山市文化財保存活用地域計画協議会
開催日時	令和7年8月1日（金） 午後2時00分～午後3時45分
開催場所	Toyama Sakura ビル 6 階 研修室
主 催	富山市教育委員会生涯学習課
出席委員 （9名）	富山市文化財保存活用地域計画策定協議会委員 今村委員、上野委員、菊川委員、齊藤委員、島添委員、鈴木委員、関野委員、前川委員（代理出席：富山県教育委員会生涯学習・文化財課 越前副主幹）、簗谷委員
欠席委員 （1名）	中村委員
事 務 局	教育委員会：生涯学習課長、埋蔵文化財センター所長、民俗民芸村主幹学芸員（村長代理）、郷土博物館主幹（館長代理）、その他5名 ※令和7年度富山市文化財保存活用地域計画策定支援業務委託受託業者として、国際文化財株式会社社員 2名
議 題	1 開 会 2 議長選出 3 議長挨拶 4 報告事項 （1）スケジュールについて 【資料1】 5 協議事項 （1）富山市文化財保存活用地域計画の概要および文化財の保存・活用に関する将来像・課題・方針・措置について【資料2～4】 （2）歴史文化の特性および関連する措置・施設について【資料5】 （3）未指定文化財の件数について 【資料6】 6 閉会
資 料	配布資料のとおり
作 成 者	国際文化財株式会社

会議経過

1 開会

2 議長選出

※上野委員を議長として選出。

3 議長挨拶

4 報告

(1) スケジュールについて【資料1】

事務局より令和7年度以降のスケジュールについて説明。

〔質疑応答〕

特になし。

5 協議事項

(1) 富山市文化財保存活用地域計画の概要および文化財の保存・活用に関する将来像・課題・方針・措置について【資料2～4】

事務局より富山市文化財保存活用地域計画の概要および文化財の保存・活用に関する将来像・課題・方針・措置についての説明。

〔質疑応答〕

議 長：推進体制の中に行政と審議会が入っているが、ここに八尾曳山保存会といった保存会などの団体もリストに載せるのか。解説やボランティア経験者とか文化財を継承している方、啓蒙している方々も載せたリストになるのか。

事 務 局：他の自治体、南砺市等では民間で取り組んでいる団体の名称を書いている所も多いかと思う。連携する相手方にもよるが出来るだけ保存・活用に関わる方々は掲載していきたい。学術機関なども掲載出来ればと考えている。

委 員：4頁に「景観資源」とあるがこれは文化的景観を念頭においたものか。あるいは景観まちづくり、あくまでも文化財ではなくて都市計画的なものを指すのか。

事 務 局：委員のご指摘にあった都市計画的な景観の方を念頭に置いている。

今回、措置を考える上で景観政策課が実施している景観重要建造物なども十分文化財の関連する歴史的景観の維持に関係してくるので、文化財の調査と評価に入れたいと思い、方針にも入れている。

委員：重文景を念頭に置いて調査なり、整備なりをしていくのか、そうではないかによって大きく変わるし、景観資源を先に、後でまちづくりの関係をやるとなった時に今度は重要伝統的建造物群保存地区、国まではいかないまでも市の内部の条例で作った伝建地区の設定というのもあるので、文化財的なものを目指すのか、都市計画的なものを目指すのかでスタンスが変わってくるのでおうかがいした。あくまで文化財の地域計画なので、どちらのウエイトで話をするかによって文化庁からどういわれるかというものもある。

委員：第 6、7 章について、「市所有・管理文化財」として市が所有管理しているものを他の物とは別に出している。まず、市で持っているものをきちんとやろうという姿勢からかと思うが、パブコメ等で所有者等がこれを見た時に、うちで持ってるものはどうなんだ、市が持っているものばかりなのかというような印象を受けるかもしれない。まとめて表記できるのであれば市所有管理と他の方がもっている、管理している文化財をまとめられるかなと思った。

委員：将来像を実現するための方向性の 2, 「今を彩る」というものが、どういうものをイメージしての「今を彩る」なのか。その下の説明に「彩る」ということがどういうことなのかを入れた文章にしてはどうか。「富山らしさ」の中に文化財が今を彩っているものがあると思うので、その両方の言葉を上手くイメージ出来るように、言葉にすれば分かりやすくなると思った。

委員：資料 4 や景観の話、第 10 章にもかかってくるかと思うが、景観というスタンスでいくときにそれをどこかで説明したほうが良い。文化財としての町並みとかでなくて、あくまで都市計画の景観でやりますよということを表に入れるわけにはいけないので、説明した上でやった方が誤解は出ないと思う。

委員：文化財と文化財ではないもの、文化財になりえないものも混在しているので、それを分けた方が良い。例えば、富岩水上ラインの運行と

あるが、富岩運河も水上ラインも文化財ではない。文化財の地域計画に入れるなら「水上ラインを運行して水のエレベーターを体験してもらうことで、文化財の普及・啓発を図る手段とする」というような書き方が良い。それと富山薬膳は果たして文化財かどうか。富山の薬は確かに重要だが、薬は文化財のジャンルとしては何という話。製作技術を文化財とするのか、出来た製品が文化財なのか、あるいは道具を文化財とするのか。そうすると富山薬膳は料理。伝統的に代々あるというなら文化財に成り得るかもしれないが、あまりにも文化財から逸れているものが入っている。

薬は何を文化財と捉えるのか、それを守る施策がこういうものかというのを入れないと何の保存を目指しているのかがわからない。伝統工芸も同様。伝統工芸はいわゆる産業、伝統工芸の技術というと文化財。その辺りの住み分けをはっきりさせた方が良い。伝統工芸の継承とその支援というのなら、無形文化財、例えば工芸技術の支援とか。そういうような形の方がしっくりくる気がする。後は「おわら」をどういう書きぶりにするのかというのも気になる。

議 長：一つは景観。文化財的な景観と都市計画的な美しさに分けられると思うが、市内には山田村の棚田、平野部だと散居景観、海沿いよりと景観が変わる。後は町並みとか色々と特色がある。この点について事務局はどうか。

事務局：棚田等の文化的景観というのは富山県の調査もふまえてリスト化している。ただそれらは未指定の文化財にはなるとは思うが、今後指定に向けて何かできるかというところまでの調査なり、成果なり、現状としては十分な評価をるところまで至っていない。景観は景観まちづくり計画も出来ているので、そちらを今回は重視して入れている。委員のご意見でも景観がメインであるというところを入れた方がいいということだったので、それは本文に載せるのか、いずれにせよきちんとしていきたい。

議 長：富山市は文化庁の補助を受けずに岩瀬の街並みとか八尾の町並みとか主要な町並みの整備を今現在も積極的に行っている。ある意味、先ほどの委員のご意見の通り、指定の場合は伝建区なども可能性として（考えておくべき）。網を掛けずに富山らしい景観を残していくというのを考えるとどうしても砺波市が中心にはなっているけども、散居

景観も素晴らしいし、立山連峰を真近に見える散居景観というのも素晴らしい。どちらもふまえて指定するしないは別で素晴らしい景観があって、将来的にその景観を維持していく必要性は書いた方が良くと思う。

議 長：文化財の所有者に関して、市所有のものは率先して先に集計して大勢の方に見ていただいて活用する。ただそれがあまり強く出すぎると個人の所有者が不満を抱くので、その辺はアンバランスにならないように気を付けてやっていただければと思う。10 頁の方向性 1, 2, 3 というのは過去現在未来という捉え方でよろしいか。それと今を彩るというのが現在だと思うが、このあたりの説明をお願いしたい。

事 務 局：今の暮らしとか市の中にも富山らしい歴史的なモノがあって、それが富山らしさに繋がっているということを発信したい。文章で追加したいと思う。富岩水上ラインと富山薬膳はどうかという話は、ここは文化財の保存というよりは活用にあたる部分になる。中島閘門は文化財だが、富岩運河そのものも遺跡になるのではないかなと思う。書き方の問題だと思っている。富山薬膳については、薬の町富山というブランドイメージがあってそれを発信するという行為そのものは文化財そのものを使用した活用ではないが、こういうものも措置として入れていいかを文化庁に問い合わせたところ、可能であるという返答があった。概要のところを変更して富山市の歴史文化の特性の一つとして富山の薬というイメージを広く伝えるという内容に修正することも検討したい。ただ、措置名に書いてある文化財は必ず文化財リストに入れるようにと文化庁から指摘されているので、富山薬膳の普及推進の対象が何なのかという問題はある。また、歴史文化の発信を措置に入れていいのかどうかについても考えた。個別の特定の文化財というよりは、それも含めた富山の歴史文化の発信の事業というものも書いて良いだろうという判断で今回措置として挙げた。文化庁や協議会の先生方のご意見もふまえて協議したい。

議 長：富山というと県外の人には薬のイメージが強い。私も宮城の出身だけど富山というと薬のイメージだった。その点では歴史も逸話もあるし、今に至っても新薬の開発など医薬品会社も多い。売薬資料も文化財に指定されている。それら全部、薬膳や歴史も含めて啓蒙出来ればと思う。

委員：文化財のジャンルが特定出来ないものを活用の中に含めていいのかわかるというのがあった。先ほどの薬等でも歴史文化やその特性の中で関連していると言えるのであれば、問題ないと思う。富山薬膳と言ったときに食文化でも民俗でもない、有形無形でもないし当然技術でもないとなった時にどうなるのかというのが懸念。その辺りを考えてほしい。

事務局：繋げるとしたら売薬資料がある。その背景には薬で栄えた富山という歴史文化がある。歴史文化のイメージを活用した富山薬膳とか薬関連の事業がある。そのブランドイメージを広げれば、魅力の発信だけではなくて富山と言えば薬、売薬で栄えてきた町という歴史が広まる。ひいては売薬の資料も含めた売薬の歴史を守って伝えていこうという意識の醸成にも繋がるのではないかと（考えている）。ただ、文化庁調査官からも活用の措置については、文化財だけを取り上げるような催しとかイベントだけでなく、文化財を含めたまちづくりの取り組みでも構わないと言われているので、そこも全体を見ながら調整していきたい。

議長：売薬の製造を見せると、昔ながらの製法が観光資源になっているのも事実。民間で実演しているところもあるので、そういったところも売薬の歴史に入っていける。

委員：将来像は全てを網羅しようとするとう抽象的になる。普通になってしまう、メッセージがなくなってしまう難しさもあると感じた。将来像を整備するにあたり、富山市の歴史文化の特性がまとめられているが、例えば1の海拔0mとかインパクトある言葉で富山の地理的特性をよく表現されていると思う。市域が広い為、各地域で魅力があって、多様性みたいなものを繋ぐというところに富山らしさがあると思う。富山のダイナミックさのようなものが将来像に反映されているとよりメッセージが強くなると思う。富山の海とか立山を入れてしまうのも手。ダイナミックさを伝える為の一つのメタファーのようなものを入れてもいいと感じた。そこはバランスを見ながらやっていただければ。景観の話は、例えば措置の7番、28番、景観まちづくり推進区域、大手門とか特徴あるところだと思うが、方向性2の28を見た時に指定するということが活用なのか、守っていく部分なのか、この推進区

域のところの書きぶりをどう文化財と活用を繋げていくのか、都市計画と文化財の接点が見えてこないなのでそのあたりを整理していただきたい。後は施策の整理を今回されているが、既存の物と新規の物について新規の物をどう入れたのか。これから各課が始めようとしているから入れたのか、あるいは保存活用をやってきた中で足りないから入れたのか。その辺りを教えていただきたい。

事務局：景観まちづくり推進区域の位置づけについては担当課と協議して進めていきたい。都市計画と文化財との関連の書きぶりはまた練ってきたい。新規案についてはいずれも文化財に直接関わる新規案。担当は生涯学習課になる。この中には、既にやっているものの継続、拡充に近いものも含まれている。例えば66番の廻船問屋の活用整備については、岩瀬地区の廻船問屋を今まで活用整備を進めてきた。次に課題となるのが旧米田家住宅ということで新規にしている。継続に近いような新規案もあるが、それ以外の所は今までやっていないことを新規案としている。4番の未指定文化財の現況調査や59番の文化財の保存活用の為のシンポジウム等のイベントは、現況調査が今回、文化財リストを作る中で必要となってきたということが計画を作る中で見えてきたことであるし、シンポジウムやワークショップを開きたいというのも地域計画の中で富山市の歴史文化の特性が見えてきたのであれば、積極的に発信していく場が必要だということでイベントなりwebサイトでの紹介をしていきたいということで加えた新規である。

委員：課題を整理して措置を考えて浮き彫りにしているのは素晴らしい。シンポジウムとかは使い手と文化財を繋ぐ手段だと思うが、文化財同士を繋ぐ、人と文化財、過去と未来を繋ぐとかあるが、活用の部分で横に繋いでいくものがあればいいと思う。その辺りはどうお考えか。

事務局：委員のご質問は、将来像の歴史文化を繋いでというのが、具体的措置でどのように出てくるのかというところに絡んでくると思っている。活用の所は個々の文化財を活用することは書いてあるけど、それをどうやって繋いでいくのかをということを仰っていると思うが、今それを具体的にお話出来る段階ではない。まずはwebサイトでの歴史文化の特性や関連文化財を積極的に発信していくなかで博物館等の施設での展示などに繋がっていけばと思っている。

議 長：委員のご感想の通り、インパクトある歴史文化の特性は目を引くと思う。

委 員：措置の 37 番郷土博物館の件で、富山城とその周辺に特化している。富山市全体の博物館だと思うので、復元天主の中で面積の制約もあると思うがもう少し時代的にもエリア的にも富山市全体の博物館としての機能を持たせてほしい。理想をいえば増設していただきたいが。それと措置の 33 番、富山大空襲があるが、これは富山の歴史にとって大きな出来事。こういうのも加味していかないといけないと思う。また、富山の町は十万石の城下町と謳っているがお城の博物館では分かりにくいので、理想は城下町の中にそういう展示があるべきだと思う。全体的な郷土博物館を長いスパンで良いエリアで理想的に充実させてほしい。

事 務 局：郷土博物館とも共有し、37 番の書き方も含めて検討していきたい。

議 長：確かに富山全体の総合博物館があると良い。

(2) 歴史文化の特性および関連する措置・施設について【資料 5】

事務局より歴史文化の特性および関連する措置・施設についての説明。

〔質疑応答〕

特になし。

(3) 未指定文化財の件数について 【資料 6】

事務局より未指定文化財の地域別の数について報告。

〔質疑応答〕

議 長：古民家の調査は過去にやって以来調査されていない。山田村の地域はともかく平野部の民家、指定のものは別だけど一般の民家はどんどん失われていってるのも事実。調査後残っていないというのが実状である。屋根を変えたものも多い。そういったものは指定云々は別として、改変されたとしても存在そのものはリストに残していく必要があると思う。場合によっては登録制度も出来ているので、所有者の方に重要な物だと認識していただいて、建造物に限らずその他の文化財に

関しても同様である。それと方言は民俗で、史話・伝承については呉羽の皇祖皇太神宮のように富山市の中では東京の方から観光客が来ていて観光資源になりうるものがあるのも事実。（未指定の文化財として重要な物は）伝承とかそういう風なものの中にもあったりもするし、観光資源としても十分なり得ているものも入ってくると思う。未指定の文化財については各市町村で温度差があるので、旧富山市でも指定になるようなものは沢山あると思う。

委員：文化財の分類が正しいかは自信がないが、史話・伝承で場所にまつわる場合は記念物に入れることが出来るかどうかというのが気になる。〇〇の滝とか、〇〇の御地蔵さんとかどこの何かがわかるのであれば記念物とか名勝地に入れることが可能かどうかというところ。方言は入れるとしたら無形の民俗文化財に入れるしかないと思うが。あと、文化的景観に入っている町並み、リストに伝建はないので建造物に入れるかどうかだけど、重文景と伝建はまた別物になるので、建物と景観、いわゆる重文景にあたるものは分けた方が後々何かやるときに整理がしやすいように思った。どちらに主観を置くかによるけども。生業に主体を置くのであれば重文景で良いけど、建物の並びでいくなら建造物で分類したほうが良いと思う。

議長：例えば早百合観音だとどうか。

事務局：先ほどの委員のお話に基づくと、早百合伝説に関連する何かがあった場合はそれそのものが文化財になるだろう。滝であれば記念物というように。ただ、その場合、伝承自体はどうなるのかという点が問題。記念物というのであれば、そういった滝の説明の中でこういった伝承があるよと入れるとかになる。ただ、史話・伝承というのはその土地の歴史や文化を伝える際には重要であるが、一方で史実ではないというのは明確にしながら伝えていく必要があると考える。

委員：口承文芸という研究ジャンルがある。民俗学の一分野として研究されてきた。文化財としては山なり滝なりに付随する伝承であっても、山や滝が文化財としてそれにくっついていて付録に過ぎないとなった場合に、文化財の考え方としては山や滝がどうしてもメインになって、付録の部分は付録にすぎない考え方になってしまう。（文化財として位置づける場合、）口承文芸や方言、それらに付随する民謡などは全

て無形の民俗文化財として捉えるということになる。無形の民俗文化財であれば伝承されているという状態が重要にはなるが、この手の口承文芸であればある時点で文字化されて残る。伝承が途絶えていても無形の民俗という形で市町村史などに残ることがあるということと、方言なども市町村史等で掲載されていても変容が激しいので、ある時点ではこういうような言葉が使われていたという表現で文字化されて記録されて残っていく。そういう意味では無形民俗文化財という典型的な形から離れていくと思う。

委員：売薬等で先用後利等の販売形態、マーケティング手法等も入ってくるのか。

事務局：富山の売薬道具、薬、信仰のもの等は有形の民俗文化財として売薬資料館にあるものを指定している。これが正しいという答えはないが、先用後利という考え方は、私共が整理している中で言えば、売薬資料が守り受け継がれてきた背景にある歴史文化、その文化財が生まれて今まで受け継がれてきた環境の方に入ってくるのではないかと。文化財が受け継がれてきた考え方の中の一つにはなるかと思う。なので、本市の歴史文化の特性の一つ、薬の町富山を構成する重要な概念の一つではあるが、文化財そのものではないと思う。それも先生方のご意見を聞きながら考えていきたい。

委員：先用後利について、ユネスコなどにそういった仕組みなどが登録されている。必ずしもイコールではないが、無形文化遺産に入ってくると思う。

事務局職員：民俗民芸村にあるとやま土人形が県の伝統工芸品に指定されているが、今日の資料にはなかったもので、漏れているのではないかと。

事務局：伝統工芸については、先ほど委員から工芸技術ではないかというお話があったが、とやま土人形は県の指定の伝統工芸品になっている。ただ、土人形という伝統玩具を作る技術は無形文化財なのか、無形の民俗文化財なのか。今のところ無形の民俗文化財と考えているが、もしご意見があればいただきたい。

委員：土人形を作るのに特別な技術が必要か。

事務局職員：土人形の伝承会があって、技術保有者から指導を受けて今現在も技術を受け継いで作っている。その技術を伝承するという形で伝承会が技術継承をしている。

委員：技術に関するノウハウでかかってくるのかなとは思った。

委員：絵画で例えば和紙に書を書く場合は、当然書が文化財。その紙を作る技術は伝統技術になる。文化庁によると何かしらの文化財を作る技術は伝統技術だと定義している。土人形は一応お殿様の由来があって、職人の伝承の系譜もあるので意外と可能性はあるかもしれない。

6 閉会

事務局より閉会の挨拶。